

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 札幌YWCAと称する。

(所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、キリスト教の基盤に立ち女性と青少年の力を育て、すべての人々にとっての正義・平和・人間の尊厳・自由・持続可能な環境を実現することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 女性のエンパワメント及び社会参画を推進する事業
2. 子ども及び青少年の権利を守り、発達を支援する事業
3. 生涯教育を推進し、人材を養成する事業
4. 非暴力による平和な社会の実現を目指す事業
5. 持続可能な環境作りを目指す事業
6. 国際理解を推進し、多文化共生社会の実現を目指す事業
7. 思想の自由、信教の自由及び言論の自由を尊重し、擁護する事業
8. 高齢者、障害者等、支援を必要とする人々に対する地域福祉事業
9. 機関紙の発行
10. その他当法人の目的を達成するために必要な事業
11. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(加盟)

第5条 当法人は、日本YWCAのネットワークに加盟し、第3条の目的を達成するため、日本YWCAの加盟する世界YWCA及び日本YWCAと連携を図るものとする。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、インターネット上の当法人のウェブサイトに掲載して行う。

## 第2章 会員

(会員の資格)

第7条 当法人の目的に賛同し入会した個人を会員とし、会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。会員は会員名簿に登録されるものとする。

(経費等の負担)

第9条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、当法人の会員規則に定める手続きを経て、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第9条の支払義務を一年以上履行しなかったとき
- 二 当該会員が死亡したとき

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費、及びその他の抛出品は、返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 事業及び活動計画、予算の承認
- 二 事業及び活動報告、決算の承認
- 三 入会の基準ならびに会費の金額
- 四 理事及び監事の選任及び解任
- 五 理事及び監事の報酬
- 六 会員の除名
- 七 定款の変更
- 八 解散及び残余財産の処分
- 九 前各号に定めるもののほか一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集

する。

- 2 社員総会の招集通知は、総会の7日前までに届くように各会員に発送する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 入会の基準
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の解任
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他法令で定められた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該会員又は代理人は代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備えおく。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。議事録署名人は2名とする。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上 10名以内
  - 二 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
  - 3 理事のうち、2名以内を副会長、1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、定時社員総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。

3 常務理事および理事は、当法人の業務を分担して執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事および使用人を兼ねることはできない。

(役員任期)

第27条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

3 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(職員)

第29条 当法人に、職員を置くことができる。

2 主な職員は、理事会が任命する。

(報酬等)

第30条 理事および監事は無報酬とする。但し、常務理事にはその職務執行の対価として、社員総会の決議を経て、支給することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 四 会員規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 五 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事のうちより議事録署名人2名を選出し、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第6章 基金

(基金)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第37条 基金は、当法人の解散のときまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第38条 基金は、定時社員総会が決議したところに従って返還する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 当法人が解散したときに残存する財産の帰属は、当法人と類似の事業を目的とする非営利団体のうちから、社員総会の決議により定める。

## 第9章 附則

(設立当初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第45条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事	竹村泰子
設立時理事	榮まり子
設立時理事	澤村由紀子

- 2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
竹村 泰子	札幌市中央区円山西町7丁目3番3号
榮 まり子	北海道江別市野幌屯田町36番地の4
澤村 由紀子	札幌市清田区北野1条1丁目5番30号

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 札幌YWCA を設立するため、設立時社員竹村泰子、榮まり子、澤村由紀子の定款作成代理人である行政書士石原久子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成23年 3月 14日

上記設立時社員の定款作成代理人  
行政書士 石原久子